

○もんま委員長 総務常任委員会を開会させていただきます。

本日の出席委員は全員でございます。

初めに、1、令和3年第4回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、議案第9号ないし議案第12号、議案第14号、議案第16号、議案第22号ないし議案第30号及び報告第1号の以上17件について、理事者から説明を願いたいと思います。

○佐藤総合政策部長 議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、管理費など24事業で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億3千698万8千円を追加しようとするものでございます。

本委員会の所管に関わりましては、補正予算書10ページから12ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしております事業のうち、4款衛生費では、下水道事業会計負担金で79万9千円、病院事業会計負担金で434万8千円、病院事業会計補助金で64万7千円、13款職員費では、給料及び諸手当で1億310万円、共済組合等事業主負担金で2千253万9千円をそれぞれ減額しようとするものでございます。歳入につきましては、9ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、21款繰入金のうち基金繰入金で1億1千361万5千円、22款繰越金で2億9千926万円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

続きまして、議案第22号から第29号、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結につきまして御説明申し上げます。

上川中部圏域における連携中枢都市圏の形成につきましては、定住自立圏を構成する鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の8町と協議を進めてきたところであり、このたび、連携する取組について合意に達しましたことから、それぞれ、地方自治法第252条の2に基づく連携協約を締結しようとするものでございます。連携する取組は、定住自立圏で実施している32の取組のほか、北海道新幹線の旭川延伸、キャンプ場のネットワーク化、動物の愛護及び管理など、新たに10の取組を加え、42の取組を実施してまいります。そのうち、鷹栖町と40、東神楽町と37、当麻町と28、比布町と34、愛別町と32、上川町と35、東川町と38、美瑛町と28の取組について連携協約を締結しようとするものでございます。

続きまして、議案第30号、定住自立圏形成協定の廃止につきまして御説明申し上げます。

国が定めます連携中枢都市圏構想推進要綱において、定住自立圏構想の取組を連携中枢都市圏として実施する場合には、定住自立圏の形成に関する協定を廃止することとされておりますことから、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町と締結した同協定について、令和4年3月31日付で廃止しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○野崎総務部長 所管に関わります提出議案につきまして、順次、御説明を申し上げます。

最初に、議案第9号、旭川市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定であります。こちらは、新たな雪堆積場の計画に関わり、債務負担行為が短期間で廃止に至ったことなどにより、市政への信頼を損なうこととなった結果に対する責任を明らかにするため、当時の市長の職務代理者で

あった副市長の給与の特例を定めようとするものでありまして、その内容でありますけれども、令和4年1月分の給料月額について、100分の10を減額しようというものであります。

次に、議案第11号、旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に準拠し、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

次に、議案第12号、旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に準拠し、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定するほか、市が独自に実施した昇給抑制で影響を受けている職員に対し、昇給の一部を回復しようというものであります。

議案第14号、旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、こちらも人事院勧告に準拠して改定される一般職の職員の期末手当の支給割合に鑑み、特別職の職員の期末手当の支給割合をそれぞれ改定しようというものであります。

次に、報告第1号、専決処分の報告につきましては、庁用自動車による事故により損害賠償の額を定めたものでございます。本案は、本年8月30日、市内豊岡7条1丁目におきまして、庁用の小型貨物車が街路灯に接触し、損害を与えたというものでありまして、その損害賠償の額を87万4千500円と定め、11月10日に専決処分をさせていただいたもので、市の過失割合は100%であります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**○熊谷地域振興部長** 地域振興部に関わる議案について御説明申し上げます。

議案第10号、旭川市都市計画法施行条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正につきましては、都市計画法施行令が改正され、これまで市街化調整区域で市街化を促進するおそれがない開発行為や、建築許可を行うことができる条例で定める区域には、溢水や湛水による災害の発生のおそれがある土地の区域などを含まないこととされておりましたが、新たに急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域などの区域を含まないこととする規定が加えられたことから、法令の規定との整合を図るための改正、及びそのほか、これまでの「市長が告示する」という文言を、「該当区域において市長が定めて、そして、その旨を告示する」と明記するなど、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、都市計画法施行令の施行日に合わせ、令和4年4月1日からとし、その他所要の規定の整備については、公布の日からとしようとするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

**○片岡総務部行政改革担当部長** 議案第16号、旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正等に伴い、引用条項の整備や、本市が保有する特定個人情報を庁内連携で利用するために必要な情報を追加することから、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**○もんま委員長** ただいまの説明につきまして、委員の皆様から特に御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

**○もんま委員長** なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめさせていただきます

ので、よろしく願いいたします。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。それでは次に、報告事項についてを議題とさせていただきます。

まず初めに、旭川大学をベースとした公立大学の理事長・学長予定者について、理事者から報告を願いたいと思います。

**○佐藤総合政策部大学公立化担当部長** 旭川大学をベースとした公立大学の理事長、学長就任予定者について、報告させていただきます。

新理事長の高瀬善朗氏は、昭和45年3月に慶應義塾大学を卒業され、昭和55年に旭川市役所に奉職し、総務部長、副市長などを経て、本年6月まで株式会社旭川振興公社代表取締役社長として、現在は、公益財団法人旭川市スポーツ協会の会長として活躍されている方です。

次に、新学長の三上隆氏は、昭和47年3月に北海道大学を卒業され、北海道大学工学部土木工学科教授、国立大学法人北海道大学理事及び副学長を経て、現在は国立大学法人北海道大学名誉教授として、さらに一般財団法人北海道道路管理技術センターの顧問として活躍されている方です。

お二人とも人格が高潔で、大学運営を経営や学びの面において適切かつ効果的に行える方と市長が判断したところであります。また、公立大学については、理事長と学長を兼ねることも、定款の定めにより別に置くことも可能でありますので、令和5年4月に向けての公立化の準備作業や、公立化後の大学運営や新学部の設置などの様々な取組を考えると、理事長と学長をそれぞれ置くことが望ましいと市長が判断されたところであります。

今後については、12月以降に、新理事長と新学長のほか、有識者の方々に参画していただきながら準備会議を開催する予定であり、公立大学の理念や名称について、市長が意見を伺いながら決めていく予定であります。また、準備会議においては、現旭川大学の教職員の採用の可否についても検討を行っていく予定であります。

報告については以上であります。

**○もんま委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございませんか。

**○高花委員** 今の報告に関して、何点かお聞きしたいというふうに思います。

まず、ただいま新理事長、新学長の候補者の方のお名前が発表されましたけれども、その選定に至っての経緯、また、なぜこのお二人を選定したか、その理由について伺いたいと思います。

**○佐藤総合政策部大学公立化担当部長** 新理事長候補者及び新学長候補者の選定につきましては、今年度当初から、西川前市長の下で進めていたところであり、公立化後の新理事長候補者である高瀬氏については、西川前市長から理事長就任を打診していた経過がありましたが、改めて、今津市長の判断の下で、理事長への就任を高瀬氏に依頼したところ、承諾していただいたところであります。また、新学長候補者の三上氏については、これまで学長候補者の選定作業を進めていく中で、候補者の一人として挙がっていた方で、理事長と同様に、今津市長の判断の下で、学長への就任を三上氏に依頼したところ、承諾していただいたところであります。

**○高花委員** どちらも今津市長が判断されたということでございます。

旭川大学の公立化については、平成28年度から5年間かけて、議会としても様々議論をしてきましたし、担当部局としてもいろいろ検討してきていたと思います。当然、その中では、理事長、

学長という部分においても、もし公立化されたときに、どういうイメージを持って人選するかということも含めて、内々で検討されていたのではないかなというふうに思っております。

この5年間で、新理事長、新学長においては、今発表のあった2名以外にも、恐らく数名の名前が挙がっていたのではないかなというふうに私は想定するわけであります。また、市長が変わったことによって、いろいろ流れも変わってきているところがあるのも分かるんですが、今、学長予定者の三上氏の経歴等について若干お話がありましたけれども、専門は土木工学であるということでありました。旭川大学の専門からすれば、こういった専門科目は全くないわけで、私は、この専門を持った学長候補者のお名前を聞いてちょっと意外な印象を受けました。今の旭川大学の学部構成とか、ものづくり系の新学部が結成されたとしても、余り関係性がない分野の方を今回新学長として判断されたということなんですけども、ここはちょっと意外だったので、なぜ、全く違う分野の方が学長候補者となったのか、お伺いしたいと思います。

**○佐藤総合政策部大学公立化担当部長** 公立化後の旭川大学における学長候補者などにつきましては、複数の方をイメージしていたところであり、どの方も適任ではないかと思っておりましたが、候補者の方々の状況などにより、結果的には調整に時間を要したという状況にあるものと認識しております。

学長予定者の三上氏については、専門が土木工学でありますので、旭川大学の学部と直接的な関連はないと認識しておりますが、学長に求められることは、学内の状況を幅広い視野で捉え、大学全体をまとめていくことが大事であると考えており、そのためには、大学における組織運営の経験が重要であると考えております。三上氏は、これまでの北海道大学での教員や副学長としての豊富な経験があることから、市長が適任者であると判断されたものと認識しております。

**○高花委員** それでは、そもそも新理事長、新学長の選定に当たって、議会の承認というのは必要ないものなんでしょうか。

**○上代総合政策部主幹** 公立化後の大学につきましては、地方独立行政法人法に基づく公立大学法人として運営していくことを想定しておりますが、地方独立行政法人法の規定によりますと、理事長は、設立団体の長が任命すると定められており、また学長につきましては、理事長と学長を同一の方とする場合を除きまして、理事長が学長を任命すると定められております。理事長、学長の任命手続については、地方独立行政法人法の規定上、議会の承認を要するものとはされていないところでございます。

**○高花委員** そうなんですね、ここは議会の承認が必要ないということが分かりました。

公立大学創立となった場合のいわゆる初代の理事長、学長になるわけですけども、この場合、どのように決めるのか、また2回目以降の選定に当たっては、どういう流れで決めていくのか。その際、理事長、学長の議会の承認は必要ないとしても、議会の承認が必要なものというのはあると思うんですね。それは、これまでの資料の中にも出ているんですが、改めまして、今後、議会の承認が必要なものというのはどういったものがあるのか、伺いたいと思います。

**○上代総合政策部主幹** 公立大学設置に当たりましての最初の理事長、学長の選定について、具体的な選定手法といったものについては、法に定めたものはありませんが、選定ではなく任命ということで申し上げますと、今回のように理事長と学長を別に置く場合につきましては、最初の理事長の任命は設置自治体の長が行い、学長の任命は理事長が行うことと定められております。2回目以

降の部分については、理事長の任命は、最初の任命の場合と変更ありませんが、学長については、大学内に設けられます学長選考会議という機関において学長候補者を選考し、その結果を理事長に申し出て、理事長が学長を任命するというような流れになります。いずれの場合におきましても、理事長の任命に関する議会承認は必要とされていないところでございます。

次に、議会の承認が必要な項目ということでございますが、地方独立行政法人法に基づくものとしたしましては、公立大学法人の定款、公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標として中期目標というものがあるんですが、この中期目標を定めること、そのほか、市長の附属機関として設置する評価委員会条例、公立大学法人の重要な財産に関する条例、公立大学法人が徴収する授業料などの料金の上限について、議会の議決を経ることとされておりまして、このほか、法に基づくもの以外としたしましては、公立化する旭川大学及び同短期大学部に係る土地、建物について、負担付の寄附として受納することですとか、公立大学法人の土地、建物を公立大学法人の出資として行うことについても議会の議決を経ることとされておりまして。

**○高花委員** いわゆる人事に関しては、議会の承認は必要ないというようなことだったと思います。これから、どんどん公立化に向けて申請等、動き出していくんだというふうに思っておりますけれども、学長に当たっては、どちらかといえば専門分野というよりも大学経営、運営に関わって、経験されてきた方がふさわしいと、恐らく市長が判断されたのかなというふうに思います。でも、私たちは全く分からない方でありまして、ちょっとお聞きしたいんですが、この学長候補の三上氏に関して、北大で副学長をされていたということでしたけれども、副学長以外にどういったことをされてきた方なのか、また現在、どのような要職に就かれているのか、就かれていないのかも含めまして、お聞きしたいと思います。

**○上代総合政策部主幹** 学長予定者であります三上氏については、北海道大学工学部土木工学科を昭和47年に卒業されまして、同大学を卒業後も、北大におきまして構造力学やトンネル工学などの教育研究を続けられ、その後、助教授、教授を経まして、平成23年以降は副学長として、大学の運営にも携わられてきた方であり、副学長以外の職としたしましては、北海道大学ほっかいどう同窓会という同窓会の会長にも就任されております。

次に、現在の要職の就任状況についてでございますが、先ほど報告にもありましたように、一般財団法人北海道道路管理技術センターの顧問に就任されているほか、一般社団法人北海道産学官研究フォーラムの理事長、北海道技術者育成プラットフォームの会長などにも就任されており、御専門である土木工学のこれまでの知見を生かされて活躍されているところでございます。

**○高花委員** その道のいろいろな要職に今現在も就かれているんだと思うんですが、学長になることによって、こういった要職は外れなければならなくなるとすれば、非常にもったいないなというふうに思います。でもそれ以上に、大学の運営ということで、今回きっと、旭川大学の学長としての判断をしてくださったのかなというふうには思います。

理事長、学長が決まったとした場合、副学長というのとはどのようにお考えでしょうか。

**○上代総合政策部主幹** 副学長についてどうされるかということでございますが、学校教育法第92条第2項におきまして副学長の規定はありますが、ここでは副学長を置くことができるとされているところであり、必ず置かなければならない職ではないところであります。大学内の組織体制については、今後、新理事長、新学長とで協議をしながらその体制を決めていかれることになると思

っております。その際に、副学長の設置についても検討されるものと考えているところでございます。

**○高花委員** いわゆる副学長をどうするか、設置するかどうかは、新理事長、新学長が決めていくというような内容だったと思うんですが、新しく公立化されたときに必要ではないかなというふうには私は思うんですが、担当する部局としてはどのようにお考えですか。

**○上代総合政策部主幹** 副学長といいますのは、今の旭川大学においても置かれているところでありますし、一般的に、大学の職としては副学長が置かれている事例は多いかと思っておりますので、担当の考えとしては、置くことになるのかなというふうには考えております。

**○高花委員** たとえ任命して下さったとしても、議会の承認は必要ないわけです。ここも重要な人事になってくるのかなというふうには思いますし、とにかく初代はすごく大事だと私は思っています。設立された当初が教授陣も含めてとても重要なところだというふうには思いますので、しっかりと対応していただきたいというふうには思います。

最後の質問になりますけれども、公立大学となった場合、私は一つ危惧していることがあります。職員の天下り先になるのではないかと心配しておりますが、どのような見解をお持ちでしょうか。

**○佐藤総合政策部大学公立化担当部長** 公立化後の大学運営についてであります。公立大学を設置するに当たっては、公立大学の運営だけでなく、市との密接な連携の下で大学をつくり上げていかなければなりません。また、公立化後もスムーズな組織運営が求められていると思います。しかしながら、公立化後の大学において、市職員のOBが公立大学法人の特定の職に就くといったことは想定していないところであります。

**○高花委員** 言いましたね。天下りではない、しないというような答弁だったと思いますので、若干安心したいというふうには思います。

以上で質疑を終わります。

**○もんま委員長** その他、委員の皆様から何か御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

**○もんま委員長** ないようですので、この件に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、旭川市自転車活用推進計画(素案)に対する意見提出手続の実施について、理事者から報告を願いたいと思います。

**○熊谷地域振興部長** 旭川市自転車活用推進計画(素案)に対する意見提出手続の実施について、御報告させていただきます。

この旭川市自転車活用推進計画(素案)の策定に向けては、関係団体や公募市民による旭川市自転車活用推進計画策定懇談会を設置し、これまで御意見等を伺いながら作業を進めてまいりました。本日は概要版をお配りしておりますので、計画素案につきまして、こちら概要版で御説明させていただきます。

初めに、1ページ目になります。基本方針についてです。

まず、本計画の策定の趣旨であります。自転車は、日常生活における身近な移動手段やレジャーの手段として、幅広い層に利用されているほか、近年では、環境意識や健康志向の高まりなどを背

景に、その利用ニーズが高まっております。本市では、平成28年3月に旭川市自転車ネットワーク計画を策定し、自転車利用環境の向上や秩序ある利用の促進に努めてまいりましたが、国が平成29年5月に、自転車の利用を増進することを目的に自転車活用推進法を施行し、様々な施策を進めておりますことから、本市におきましても、これまで行っていた安全で快適な自転車利用環境づくりに加え、健康増進や環境負荷の低減、地域特性や地域資源を生かしたサイクルスポーツや、サイクルツーリズムの振興につながる施策を展開し、自転車の活用を推進することを目的として、旭川市自転車活用推進計画を策定しようとするものであります。

その計画期間であります。この計画は、令和8年度、2026年度までのおおむね5年間の期間とし、自転車を取り巻く社会環境の変化等を見据えながら、適宜見直しを行っていくものであります。なお、旭川市自転車ネットワーク計画は、その内容を本計画に取り込み、統合いたします。

次に、旭川市の自転車を取り巻く課題についてであります。これまでの現状分析や、市民アンケート調査、さらに、懇談会の意見なども踏まえ、本市における自転車利用についての課題を3つに整理いたしました。1つ目は、自転車の走行位置の明示や走行環境の改善が必要などの自転車の利用環境に関する課題、2つ目は、自家用車のほうが便利とされ、自転車を利用しない市民が多いなど、自転車の利用促進に関する課題、3つ目は、市民の約4割が市内の自転車利用者のマナーに不満を感じているなどの自転車の安全利用に関する課題でございます。

本計画では、こうした自転車利用についての課題や問題点の解消に向けて、2ページ目、3ページ目にありますように、4つの計画目標及び施策体系、施策展開を整理いたしました。

目標1は、快適な自転車利用空間の創出です。利用環境に関する課題に対し、ハード、ソフト両面から対応し、自転車利用者が快適に利用できる空間を創出いたします。施策については、自転車の通行空間の整備、そして、自転車が安心して走行できる意識づくりの2つの柱としております。

目標2は、自転車を活用したライフスタイルの構築です。自転車利用のメリットを発信し、自転車を活用したライフスタイルの構築に取り組みます。施策については、自転車利用による健康づくり、サイクルスポーツの普及、そして環境負荷の低減のための自転車利用促進の3つを柱としております。

目標3は、地域の魅力・特性を生かしたサイクルツーリズムの推進です。自然など、本市の多くの魅力を発信し、特性を生かしたサイクルツーリズムの推進に取り組みます。施策については、サイクルツーリズム環境の向上、そして旭川市の魅力の発信の2つを柱としております。

最後に、目標4は、安全・安心な自転車利用の普及啓発です。自転車の安全利用の促進、マナー向上の取組などを進め、安全、安心に自転車を利用できるよう普及啓発を進めます。施策については、自転車の安全利用の促進、自転車の交通安全教育の推進、そして、自転車・人・自動車が共存できる環境づくりの3つを柱としております。

以上、4つの目標を達成する10の施策を説明してまいりましたが、施策を展開するためには、資料にありますように、施策ごとに具体的な取組を進めてまいります。

そして、4ページ目でございますが、本市の実情に合った自転車ネットワークの形成について整理しております。まず、自転車ネットワーク路線についてであります。平成28年3月に策定した旭川市自転車ネットワーク計画において選定した自転車ネットワーク路線を本計画においても継承してまいります。図の赤い線がネットワーク路線でございます。

次に、自転車通行空間の整備であります。自転車道、自転車専用通行帯など、歩行者や自転車と自動車を分離することがより望ましいですが、本市では、早期に自転車通行空間の連続性を確保するため、車道混在（矢羽根型路面標示）を標準の考えとして整備を進めてまいります。なお、新たな道路整備や老朽化により全面的な道路改修を行う場合には、自転車道や自転車専用通行帯の整備についても検討いたします。

最後に、計画の推進方法であります。国、北海道、北海道警察、庁内の関係部局等で構成する（仮称）旭川市自転車活用推進計画協議会を今後設置し、計画の評価及び見直しを進めてまいります。

以上が、旭川市自転車活用推進計画（素案）の概要でございます。なお、この計画（素案）の意見提出手続でございますが、12月20日から1月31日までの期間で実施し、いただいた御意見を踏まえ、旭川市自転車活用推進計画の案を作成し、その後、さきの懇談会からの意見聴取や、国、道、北海道警察及び庁内関係部局等で構成する旭川市自転車ネットワーク計画整備推進会議での協議などを経て、令和4年3月末の計画策定を予定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○もんま委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

**○もんま委員長** なければ、この件に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

それでは、次に移らせていただきます。旭川市公共施設等総合管理計画（改訂版）（案）についてです。理事者から報告願いたいと思います。

**○片岡総務部行政改革担当部長** 旭川市公共施設等総合管理計画（改訂版）（案）について御報告いたします。配付資料のうち、旭川市公共施設等総合管理計画の改訂についてというA4の資料を御覧ください。本資料に基づき、計画の改訂について概要を御説明いたします。

初めに、計画見直しの背景についてでございます。全国的に、公共施設の老朽化対策が課題でありまして、本市では、平成28年2月に旭川市公共施設等総合管理計画を策定しましたが、本年度が更新年度に当たることから、国から示された改訂指針を踏まえまして、本計画を改訂するものでございます。

次に、改訂のポイントでございます。計画の改訂に当たりましては、施設情報等のデータの更新をはじめ、国の改訂指針で示された項目などを追加しております。基本方針につきましては、公共施設を取り巻く現状について、大きな変化がないことから、変更なしとし、施設保有量の最適化など、4つの項目となっております。

次に、今回の改訂で見直しをしました点が2つあります。更新の費用と数値目標の設定についてです。資料の中ほどにあります【新規】更新費用の見直し（長寿命化等対策を実施した場合の経費の見込み）を御覧ください。見直し前の計画と比べて、試算の対象と範囲を見直しまして、単純に更新した場合と長寿命化対策を実施した場合についても試算しております。また、試算の範囲のイメージに示しておりますけれども、見直し後は、公園など、その他の土木系の公共施設や、水道施設、下水道施設、市立旭川病院も対象とし、維持補修費や修繕費も試算に加えております。試算の結果は、資料の中央の左側のグラフにお示ししてあります。単純に更新した場合は、年間458億

円、長寿命化対策を実施した場合は、年間316億円の整備費であるのに対しまして、現投資額は年間226億円となっております。このため、現在ある施設をそのまま維持していくためには、今の約1.4倍の経費が必要であるという結果になっております。

次に、数値目標の設定でございます。資料の【新規】施設総量に関する目標（数値目標の設定）を御覧ください。現在の計画では、目標値というのを設定しておりませんが、今回の見直しで、施設総量に関する目標として、公共建築物の保有延べ床面積について、削減目標を設定いたしました。目標値は、平成31年2月に策定しました第1期アクションプログラム施設再編計画の内容を踏まえまして、計画の最終年度である令和21年度までに保有延べ床面積を約10万平方メートル削減としております。

最後に、今後の予定でございます。現在、11月19日から12月20日までの期間で市民意見提出手続、パブリックコメントを実施しております。パブリックコメントでの配付資料一式につきましては、お配りしている資料の旭川市公共施設等総合管理計画の見直しについてとなっておりますので、後ほど御覧ください。

本計画の改訂に当たりまして、当初は、説明会での内容説明というのを予定しておりましたが、本市における新型コロナウイルスの感染状況を踏まえまして、説明会の開催を取りやめ、計画概要を説明した8分程度の解説動画を作成し、市ホームページやフェイスブックで周知しております。パブリックコメント終了後におきましては、来年2月にパブリックコメントでいただきました御意見や、附属機関である行財政改革推進委員会での意見聴取を踏まえ、計画の改訂案を整理し、庁内の専門部会や行財政改革推進本部に諮った上で、3月に計画の改訂版を策定し、公表予定としております。

**○もんま委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございませんか。

**○石川委員** ただいま公共施設等総合管理計画の改訂について報告がありましたので、何点か質問させていただきたいと思っております。

まず、6年ごとの見直しということで、私もこの公共施設等総合管理計画を策定したときに何回か質疑させていただいたので、いやもう6年もたったのかと、感慨深いものがあります。改めて、どういった点を改訂しようとしているのでしょうか。また、新型コロナの影響により見直す、そういった点もあるのかどうかも含めてお答えください。

**○松里総務部公共施設マネジメント課長** 今回の計画の改訂に当たりましては、施設情報等のデータ更新を反映させたほか、国の改訂指針等で示された内容を踏まえ、長寿命化等対策を実施した場合の経費の見込み及び対策の効果額、有形固定資産減価償却率の推移、数値目標、これまでの取組を新たな項目として追加いたしました。また、更新費用の試算の範囲について、国の指針の内容を踏まえ見直したものでございます。

新型コロナウイルスの影響により直接見直した点はございませんが、計画本文の計画の背景と目的の中で、新型コロナウイルス感染症への対応により、新しい生活様式の導入やテレワークの推進など、働き方の見直しが進む中、今後、公共施設を取り巻く環境や市民のニーズが変わってくることも考えられますということで記載しております。

**○石川委員** 今、新型コロナの影響で特に見直した点はなかったということです。

4つの基本方針を部長が述べられましたけれども、施設保有量の最適化、施設の適切な維持管理、

コストの抑制と財源の確保、推進体制とマネジメントサイクルの構築、この4点については変更しないということなんですけれども、計画の終わりが2039年度の予定ですよ。その2039年度まで、この4つの基本方針については変更しない、そういった理解でよろしいのでしょうか。

**○松里総務部公共施設マネジメント課長** 基本方針につきましては、計画の大きな考え方を示すものであり、公共施設を取り巻く背景に大きな変更がなければ、変更する必要はないものと考えておりますが、今後も計画の改定の都度、検討してまいりたいと考えております。

**○石川委員** 基本的には、この4つの基本方針は変更しないということだと思います。

試算の対象とする施設に、今回、公園といったその他の土木系公共施設、また、上下水道施設、市立旭川病院を対象に加えるということなんですけれども、これらを加えた理由についてお示しいただきたいと思います。

**○松里総務部公共施設マネジメント課長** 国の改訂指針や通知において、普通会計と公営事業会計に区分した上で、建築物とインフラ施設に区分して記載することが示されたため、試算の対象を見直して加えたものでございます。

**○石川委員** 要するに、国の指針で対象に加えたということなんです。

そこで、また新たに数値目標を設定するというので、2039年度までに延べ床面積10万平米、約8%削減ということなんですけれども、これも先ほど部長の説明にありましたが、第1期アクションプログラムの施設再編計画で既に設定されているのですよね。なぜ、今さら設定するのか。

また、この数値目標も今まで8.3%というふうに記憶していたんですけれども、今回、約8%と若干違っているというふうにも思うのですが、この点についてもお示しいただきたいと思います。

**○松里総務部公共施設マネジメント課長** 数値目標につきましては、国の改訂指針において記載が望ましい事項として示されたこと、また、当初の計画策定時に数値目標を設定すべきではないか、そういった議会質疑があったことなどを踏まえ、計画本体に記載することにしたものでございます。

また、数値についてですが、施設再編計画では、表においては8.3%としておりましたが、本文では約10万平方メートル、約8%削減と記載しており、本計画では施設再編計画の本文と同内容を記載したものであり、施設再編計画と数値目標が変わっているものではございません。

**○石川委員** 8.3%を約8%にしたということで、内容は変わっていないということだと思いますよね。

市が保有する公共建築物は、2014年7月現在670施設、延べ床面積115万平米が、2021年4月現在672施設、ここで2施設増えていきますよね。そして119万平米と、4万平米ほど増えております。以前、私はこの点についても質疑させていただいたんですけれども、令和元年度に、グリーンパルですとか東旭川の給食センター、あるいは武道館というものを建てて、古い施設はまだ壊していない、そのままあるということで増えたといったような答弁だったと思うんですけれども、それ以外の主な公共建築物の増減というのは、この間どうなっているのでしょうか。

また、季節保育所はなくなったというふうに思うんですけれども、その建物についてはどうなっているのかも併せてお答えください。

**○松里総務部公共施設マネジメント課長** 新たに増えた主な公共建築物として、市営住宅や学校の建て替えを除きますと、複合施設の東部まちづくりセンター建物、北彩都子ども活動センター、末広地域活動センター、旧東海大学旭川キャンパス施設、中央中学校などがございます。一方、減と

なった主な公共建築物といたしましては、建物の売却によるものとして、旧旭川第1中学校、旧豊田保育所、旭川しらかば共同作業所貸付建物がございます。また、解体して建物を除却したものとして、旧通年制保育園の東旭川、西神楽、東鷹栖中央、神居、住吉、旭東、緑が丘、秋月等の各保育園のほか、旧近文生活館、旧夜間急病センター、旧東旭川学校給食共同調理所となっております。なお、西神楽市民交流センターに機能を集約した旧西神楽支所、西神楽公民館の建物につきましては、現在、解体工事中となっております。

季節保育所につきましては、平成30年度から地域保育所等通年で開所しておりますが、閉所した施設としては、豊田、米原、豊里、さくら、東鷹栖第4保育所となっております。このうち、豊田保育所は建物売却、米原保育所は建物を地域の市民委員会に貸付けしております。それ以外の施設については、現在未利用のまま残っております。

**○石川委員** 今、季節保育所の中でも未利用のまま残っているものがあるということなんですけれども、季節保育所も保育所でなくなって、その他の施設になったと。学校についても、学校を閉校した後、未利用の施設は、学校からその他の施設になったと。そういったことで、その他の施設が3万平米も増えているんですけれども、このことに対する見解もお伺いしたいと思います。

**○松里総務部公共施設マネジメント課長** その他の施設には、駐車場、聖苑、墓地など、他の区分に分類できない施設のほか、用途廃止後に貸付けしている施設、また、用途廃止後の跡利用が決まっていない施設がございますが、面積増加の最も大きな理由は閉校となった学校施設が増えていることであり、その跡利用が課題となっていると認識しております。

**○石川委員** 学校施設の跡利用が課題というのは、私もそれは同じ認識ですね。

ちょっとこれを見て不思議に思ったところがあるんですけれども、土木系公共施設では、歩道橋が3か所から5か所に増えているんですね。門型標識は25か所から35か所に増えているんですが、この理由をお聞かせいただきたいと思います。

**○松里総務部公共施設マネジメント課長** 歩道橋につきましては、当初計画では、一般的な横断歩道橋形式のものを計上しておりましたが、計画改訂版においては、橋の側道に設置されている階段形式の市道にまたがっている歩道橋も対象としたことから、5か所となったものでございます。門型標識につきましては、当初計画策定時に25か所としておりましたが、法定点検に伴う調査により35か所と判明したため、10か所を追加で計上したものでございます。

**○石川委員** 要するに増えたわけではないと。歩道橋については、形式が変わったということもあるんでしょうけれども、門型標識については、きちんと精査したら25ではなくて35あったよと。10か所見落としていたということなんじゃないかな、これはね。ともかく実際には増えていないということなんですよ。

現在の公共建築物、土木系公共施設、企業会計施設をそのまま維持すると、将来必要施設整備費は約1兆8千303億円、1年に平均すると約458億円、現投資額226億円の約2倍となっておりますけれども、これに人口減少を加味すると、令和22年の人口一人当たりの施設整備費負担額が令和3年の負担額の2.4倍ということですね。しかし、6年前の当初計画を見ますと、これが3.5倍になっているんですよ。この3.5倍が2.4倍というふうに減っているわけなんですけれども、なぜこんなに減ったのか、理由をお聞かせいただきたいと思います。

**○松里総務部公共施設マネジメント課長** 将来施設整備費に対する現投資額の割合につきましては、

当初計画では、将来施設整備費の年平均は約322億円で、現投資額120億円の約2.7倍でございます。一方、今回の試算では、将来施設整備費の年平均は約458億円で、現投資額226億円の約2倍となっております。

公共建築物などは、現投資額よりも将来施設整備費が大きくなりますが、今回、試算に加えた維持補修費やその他土木系公共施設の公園などは、試算において現投資額が継続するものとして算定しております。このため、施設整備費全体で見たときに、当初計画よりも将来施設整備費の増加割合が小さくなったのが一つ原因となっております。

また、もう一つの原因といたしましては、2040年の人口について、当初計画では、当時の人口推計より26万4千461人としておりましたが、今回の試算では、令和2年に策定した人口ビジョンの改訂版により、理想的に推移した場合の推計値である27万5千497人としております。当初計画より使用している2040年の人口が多くなっていることも市民1人当たりの負担割合が減少している要因の一つとなっております。

**○石川委員** 現投資額は、過去5年間にかかった施設整備費を1年に平均した金額のことだと思うんですけども、これを見て私が驚いたのは、現計画とこの改訂版とで120億円から226億円に100億円以上も増えているわけなんですよね。なぜこんなに増えたのか、理由をお聞かせください。

**○松里総務部公共施設マネジメント課長** 当初計画では、公共建築物、道路、橋梁、水道管、下水道管を対象としておりましたが、今回の試算では、道路、橋梁以外のその他土木系公共施設や上水道施設、下水道施設、市立旭川病院を試算の対象に加えております。また、経費につきましても、改修、更新に係る経費に加え、修繕費や除雪費などの経費である維持補修費も対象としております。このように、当初計画では対象にしていなかった施設や経費を試算に加えたため、現投資額が大きく増えたものでございます。

**○石川委員** 上下水道施設や市立病院を加えた、除雪費も加えたということで、この100億円増えた中には除雪費の30億円も入っているということなんだと思うんですよ。これによって、将来必要な整備費が3.5倍から2.4倍へと減ったと。私は、6年前にこの計画が出てきたとき、将来必要な整備費が現状の3.5倍になりますというこの文言を読んだときに、ちょっとショックだったんですよ。将来世代に今より3.5倍もの負担を負わせていいものかということで、ちょっとショックだったんですよ。それが今回2.4倍に減ったと。これは特に何もしていないんですよ、この間。人口が思ったより減らないだろうとか、今言った除雪費とかも加味したとかね。それによって3.5倍が2.4倍に減った、これは数字のマジックだと思うんですよ。

この公共施設等総合管理計画を見てきまして、一時的に延べ床面積が増えたというのは分かるんですよ。先ほど言ったように、新しい施設を造って、まだ古い施設がそのままとかで、それは分かるんですけども、その他の施設が増えてきているという課題がまず一つありますよね。学校なんかは閉校したまま残っていて、その他の施設になった。私どもの会派は、むやみに延べ床面積を減らせという立場ではありませんけれども、この6年間を見てきて、特に見るべき成果といったものが見えないんですよ。この6年間一体何をしてきたのか、見解をお聞かせいただきたいと思います。

**○片岡総務部行政改革担当部長** 平成28年2月に公共施設等総合管理計画を策定しまして、28

年度から総務部に公共施設マネジメント課が設置されています。平成28年度から30年度までの3年間につきましては、計画に基づく取組を具体的に進めていくための土台づくりとして、旭川市公共施設等総合管理計画の推進方針、また施設評価指針、それから施設保全計画の保全計画作成指針などを作成してまいりました。実際には、令和元年度より、施設再編計画に基づきまして西神楽支所の再編計画ですとか、地域集会施設などの具体的な取組を進めてきております。

当初から建設が計画されていた施設の増というのもありまして、計画の策定時よりも保有量の延べ床面積が増えているですとか、また数値として十分な成果、効果が現れていないという現状は、実際に進んでいないんですけれども、本当に何をしてきたんだろうというふうな印象を与えるのかなというふうに思っています。

しかしながら、今後の人口減少を踏まえますと、やはり現状のままの公共施設の維持管理というのは非常に困難であると私たちも十分認識しておりまして、各担当している職員も一人一人課題認識を持って、そして担当する公共施設の問題を考えて取組を進めていくことが重要であるというふうに考えております。引き続き、現場に全てを任せるのではなくて、しっかり総務部が働きかけ、またいろいろ相談に乗ったり、調整をしながら、関係課と連携を密にして、用途廃止の施設の跡地利用の検討ですとか実施に向けてしっかりと取り組んでいくことで、計画に基づいた取組というのを進めてまいりたいというふうに考えております。

**○石川委員** 結局、国に公共施設等総合管理計画をつくりなさいよって言われたからつくったよ、それに基づいて計画だの指針だのをつくってきたよ、そして6年ごとの見直しも行うよと。結局、こういう計画を立てるのはうまいんだと思うんですよね。ただやっぱり、問題は実効性だと思うんですよ。この計画を本当に実効性のあるものにしていただきたいということを述べまして、私の質疑を終わらせていただきます。

**○もんま委員長** 他に、委員の皆様から御発言等はございませんか。

(「なし」の声あり)

**○もんま委員長** なければ、この件に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

それでは、次に進ませていただきます。建設工事の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、理事者から報告を願いたいと思います。

**○川邊総務部総務監** 建設工事の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度における調査基準価格について、一部引き上げることとしましたので、御報告をいたします。お手元の資料を併せて御覧ください。

これらの制度は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律などで、ダンピング対策の強化として、見直しや適切な対策の実施等による実効性の確保が求められております。また、令和2年第4回定例会では、調査基準価格の引上げについての陳情採択がなされたところでございます。

こうしたことを踏まえて、改めて本市の状況を点検いたしましたところ、土木、舗装など一部の工種で調査基準価格と同額の入札が多発し、くじ引が多くなっている状況がございました。さらに、調査基準価格も工種ごとにばらつきが多く、土木系工種は営繕系工種に比べ調査基準価格の割合が低く、営繕系がおおよそ91から92%であるのに対し、土木系はおおよそ89から90%となること

が多く、約2ポイントの差が開いておりました。こうした状況から、割合が低い土木系工種の調査基準価格を引き上げ、営繕系との均衡を図ることで、公正な競争と適正な価格での契約を推進したいと考えており、結果として、健全な受注機会の確保や公契約に係る業務従事者の適正な労働環境の確保につながることも期待しております。

具体的な見直しの1点目ですが、土木、舗装、造園及び橋梁工事など、土木系工種の算定式の一般管理費等の算入率65%を80%に引き上げます。なお、営繕系工種及び昇降機設備工事については、現行どおりといたします。2点目に、工事全体の調査基準価格や失格判断基準を見た場合に、今回の引上げで調査基準価格が高くなり過ぎるものも出てくるため、全ての工種において国と同様の92%を上限とし、調査基準価格の範囲を75から92%となるよう改めるものでございます。

本件については、明日、26日からホームページに掲載するほか、報道依頼や業界団体への通知等により周知を行い、令和4年1月1日以降公告分の入札から適用いたします。

以上、報告でございました。よろしくお願い申し上げます。

**○もんま委員長** ただいまの報告につきまして、委員の皆様から特に御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

**○もんま委員長** ないようですので、この件に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、第11次旭川市交通安全計画(素案)に対する意見提出手続の実施についてです。理事者から報告を願いたいと思います。

**○松尾防災安全部長** 第11次旭川市交通安全計画(素案)に対します意見提出手続の実施につきまして、お手元に配付いたしております資料に基づき、御報告いたします。

交通安全計画は、交通安全対策基本法第26条の規定に基づき、本市の陸上交通の安全に関しまし総合的施策を計画的に推進するために必要な事項を定め、5年ごとに見直しを行っており、現在の第10次計画が本年度をもって終了いたしますことから、令和4年度から令和8年度までの期間を計画期間といたします第11次交通安全計画を策定しようとするものでございます。

このたびの主な変更点といたしましては、新たに、第1部総論、第1章交通安全計画について、2、計画の基本理念に、高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築を追加したこと、同じく第1部第1章に、4、これからの5年間(計画期間)において特に注視すべき事項を追加したことなどでございます。

本計画策定までのスケジュールにつきましては、令和3年12月20日から令和4年1月31日まで意見提出手続を実施し、計画素案を修正後、旭川市交通安全対策会議におきまして審議を経た後に、令和4年3月中に計画を策定する予定でございます。

以上、第11次旭川市交通安全計画(素案)に対します意見提出手続の実施についての報告です。よろしくお願い申し上げます。

**○もんま委員長** ただいまの報告につきまして、特に委員の皆様から御発言等はございませんか。

(「なし」の声あり)

**○もんま委員長** ないようですので、この件に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

それでは、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果について、理事者から報告を

願いたいと思います。

**○東田選挙管理委員会事務局長** 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果について、御配付しております資料に基づき、御報告いたします。

今回の選挙につきましては、10月19日に公示され、期日前投票は翌20日から30日までの実施、31日に投開票が行われました。投票結果につきましては、小選挙区、比例代表、国民審査ごとに整理しております。小選挙区につきましては申し上げますと、当日有権者数28万4千543人、投票者数15万167人、投票率は52.77%でありまして、前回の衆議院議員総選挙の56.11%に比べて3.34ポイント減少いたしました。

期日前投票所につきましては、9月の市長選挙、市議会議員補欠選挙、道議会議員補欠選挙と同じく第二庁舎、市内7つの支所、フィール旭川、イオン旭川西店、そして旭川大学の計11か所に設置しておりまして、全体で4万9千10人の方に御利用いただきました。本年度に新設した期日前投票所ごとの内容につきましては、イオン旭川西店が1万1千773人、第二庁舎が2千908人、そして、10月26日の1日限定で設置しました旭川大学で132人、その内訳は、学生が23人、大学の教職員が12人、市民の方が97人でありました。期日前投票全体では、前回の衆議院議員総選挙の4万1千971人に比べ、約1.17倍となっております。

次に、資料の裏面であります。学生アルバイトにつきましては、開票事務に108人のうちの半分の54人を充てる予定でありましたけれども、実際には38人となりました。9月の選挙から1か月後の選挙となりまして、募集が短期間であったこと、さらには、新型コロナのワクチン接種の予約が重なっていたことなどの理由で目標の人数には届きませんでした。多くの学生に協力をいただきました。なお、不足する16人につきましては、選管が期日前投票所等のために任用しておりました会計年度任用職員により補充いたしました。また、旭川大学の期日前投票所におきましては、学生アルバイト12人により運営いたしました。投票に関わる投票事務の学生以外のアルバイトにつきましては、期日前投票所で104人、当日の投票所で48人を任用いたしました。

最後に、開票結果の確定時刻についてでございます。小選挙区では予定より10分早い午前0時20分、比例代表では予定より20分遅い午前1時10分、最高裁判所裁判官国民審査では予定より45分早い午前2時の結果となりました。これまで、開票につきましては、小選挙区、比例代表、国民審査の順番に行く、いわゆる順次開票というふうにして行っておりましたけれども、今回から全体の開票場所をおおむね半分に分けて、小選挙区と比例代表の開票を同時に行って、その後に国民審査を行うといった方式で行いました。そのほか、これまで手作業で行っていましたが国民審査の票の分類を読み取り分類機を利用して行いました。また、9月の選挙の際に開票が遅れる原因となりました残った投票用紙の枚数の確認作業に従事する人数や配置を見直し、そして、不具合があった計数機やプリンターの動作もしっかりと確認を行いました。こうしたことによりまして、平成29年の前回に比べて、小選挙区で5分遅れになりましたけれども、比例代表では2時間5分、国民審査では50分早く確定することができました。

以上、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果についての報告といたします。

**○もんま委員長** ただいまの報告につきまして、特に委員の皆様から御発言等ございませんか。

(「なし」の声あり)

**○もんま委員長** なければ、以上で予定をしておりました議事は全て終了いたしました。ここで、

委員の皆様から御発言等、何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**〇もんま委員長** ないようですので、本日の委員会はこれをもって散会といたします。

---

散会 午前11時16分